

令和8年1月13日

J A グループ山形農産物検査連絡協議会委員長
山形県米穀集荷協同組合理事長
やまがた農産物検査機関連絡協議会会長
一般財団法人 日本穀物検定協会東北支部山形出張所長

殿

山形県農産物検査技術向上協議会
一般財団法人 日本穀物検定協会東北支部長

令和7年度第4回農産物検査員鑑定研修会の実施について

関係団体及び登録検査機関におかれましては益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、農産物検査の信頼性・公平性の確保と農産物検査員の検査技術の維持・向上を図ること等を目的に、標記の第4回農産物検査員鑑定研修会を下記により実施することとしましたので、貴会傘下の登録検査機関に所属する農産物検査員、貴組合・協会に係る農産物検査員及び農産物検査員育成研修受講者で、今後「農産物検査員名簿」への登載申請を予定している方々に対し、本鑑定研修会へ出席されますよう周知願います。

記

1 鑑定研修内容等

(1) 品位鑑定

- | | | |
|-----------|-----|-----------------|
| ① 水稻うるち玄米 | 20点 | 1等、2等、3等 及び 規格外 |
| ② 水稻もち玄米 | 10点 | 1等、2等、3等 及び 規格外 |

(2) 銘柄鑑定(必須銘柄に限定)

- | | | |
|---------|-----|----------------------------------|
| 水稻うるち玄米 | 10点 | あきたこまち、コシヒカリ、はえぬき、つや姫、ひとめぼれ及び雪若丸 |
|---------|-----|----------------------------------|

(3) 鑑定技術に関する研修

鑑定技術向上のために、鑑定試料の見直し及び疑問品に対する質疑等

2 実施日・場所等

実施月日	対象地区	研修等実施場所	研修対象者数	指導予定者氏名
2月25日 (水)	置賜	東置賜郡川西町大字中小松2240-2 川西町農村環境改善センター	99	八嶋、小笠原 畑
2月26日 (木)	東・南村山 (JAさがえ 西村山を含む)	東村山郡中山町大字長崎6010番地 中山町中央公民館 第1会議室(2階)	131	佐藤(久)、三浦 畑

3月2日 (月)	西・北村山 (JAさがえ西 村山を除く)	村山市中央1-3-6 村山市農村環境改善センター 小集会室(1階)	114	川瀬、伊藤、三浦
3月3日 (火)	新庄・最上	新庄市金沢字関屋4384-2 JA新庄市営農センター (ゆきむろ倉庫の隣)	117	川瀬、伊藤 佐藤(守)
3月4日 (水)	酒田・飽海	酒田市山居町2-3-8 庄内JAビル 406会議室(4階)	77	加藤、富樫 佐藤(守)
3月5日 (木)	鶴岡・田川	鶴岡市藤島藤浪2-93 藤島町エコタウンセンター (たわらや2階)	124	小関、加藤、富樫

(注) ① 問い合わせ等について

研修会の各会場については、お借りしているだけですので、各会場への問い合わせは行わないでください。

問い合わせ等がございましたら、次の連絡先にお問い合わせください。

内陸地区 090-4040-7515 (小林(穀検山形出張所))

庄内地区 070-3890-4670 (加藤(穀検山形出張所))

② 研修対象者数は、当協会が把握しているものであり、農産物検査員育成研修受講者を含んでいます。

3 鑑定研修時間帯の割り振り等

(1) 鑑定研修時間等

① 東南村山地区

鑑定研修時間は9時30分から16時00分までとします。

なお、時間帯は次のとおりです。

A : 9時30分～ B : 10時30分～ C : 13時00分～ D : 14時30分

② 上記①以外の地区

鑑定研修時間は9時00分から16時00分までとします。

なお、時間帯は次のとおりです。

A : 9時00分～ B : 10時30分～ C : 13時00分～ D : 14時30分

(2) 鑑定研修時間の割り振り

鑑定研修時間を各協議会・組合毎に次により割り振りを行ってください。

① JAグループ山形農産物検査連絡協議会

傘下の登録検査機関が農産物検査員毎にA・B・C・Dの時間帯別に均等に割り振って下さい。

② 山形県米穀集荷協同組合

対象地区別に、農産物検査員毎にA・B・C・Dの時間帯別に均等に割り振って下さい。

③ やまがた農産物検査機関連絡協議会

対象地区別に、傘下の登録検査機関毎にA・B・C・Dの時間帯別に均等に割り振って下さい。

④ 一般財団法人 日本穀物検定協会東北支部山形出張所

特に時間の割り振りは行いませんが、上記の①～③の団体・組合所属の農産物検査員の鑑定研修の合間を縫って行って下さい。

4 鑑定研修順序

- (1) 鑑定研修開始の順序は、受付の順序に従って行います。
- (2) 品目別の鑑定順序は、水稻うるち玄米の品位・銘柄鑑定、水稻もち玄米の順とします。

5 鑑定技術向上のための見直し等

- (1) 鑑定技術の向上を図るために、鑑定研修終了後に鑑定試料の見直し及び疑問品に対する質疑等を行います。
- (2) 見直し及び質疑等は、鑑定研修を行っている農産物検査員の邪魔にならないよう配慮しながら、その合間を縫って行って下さい。

6 鑑定用紙の回収

鑑定研修終了後に「農産物検査員研修等実施報告書」の作成を要することから、鑑定用紙は、見直し終了後に回収させて頂きます。

7 その他

- (1) 筆記用具、クリップボード等、必要なものは各自持参願います。
- (2) 会場の後片付けの時間が必要なことから、各会場とも受付時間は、「15時30分」までといたします。御協力お願いします。